

名古屋経済大学大学院会計学研究科

## 博士学位論文審査報告書

令和3年2月13日

学籍番号 18-5052

氏 名 鈴木 悠夫

論 題 契約多様化時代におけるリース会計基準に関する研究

### 審査委員

主査 佐藤敏昭（名古屋経済大学大学院教授）

副査 萩原俊彦（名古屋経済大学大学院教授）

副査 中垣 昇（名古屋経済大学大学院名誉教授）

# 鈴木 悠夫氏（課程博士）学位論文審査報告書

名古屋経済大学会計学研究科博士課程院生の鈴木悠夫氏は、名古屋経済大学学位規程第4条第1項に基づき、令和2年12月19日、その論文『契約多様化時代におけるリース会計基準に関する研究』を提出して、博士（会計学）（名古屋経済大学）の学位を申請した。

後掲の審査委員は、上記研究科の委嘱を受けこの論文を審査してきたが、口頭試問を含めた審査を終了したので、ここにその結果を報告する。なお、当研究科の博士後期課程は、論文提出のほか合計20単位の指導を必要とする複合的指導体制（単位制）になっており、審査委員以外の教授による指導も受けている。

## I 本論文の内容と構成

筆者は、近時、サブスクリプションなどリース関係の派生商品が新しい展開を見せているところから、リース全体への関心が始まり、外部報告会計すなわち財務会計論の視点から、研究を展開させている。現行会計基準のトレースから始まり、これまでの議論の経緯、各説の比較、実態分析など様々な角度からのアプローチを試みている。大要、以下のとおりである。

2019年（平成31年）3月の企業会計基準委員会において、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。日本の現行会計制度上、リース取引とは「特定の物件」に関する「賃貸借」であると解することができ、「使用収益する権利」の意味するところは、貸借権であると考えられる。また、ファイナンス・リース取引とは、解約不能・ノンキャンセラブルかつフルペイアウトのリース取引をいい、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。ファイナンス・リース取引については、「通常の売買取引」に係る方法に「準じて」会計処理を行うとされており、貸借対照表への掲記が求められている（売買処理、オンバランス）が、オペレーティング・リース取引については、貸借対照表への掲載は要求されていない（賃貸借処理、オフバランス）。

日本におけるリース取引会計制度の変遷を眺めると、1988年（昭和63年）にディスクロージャーの枠外にあるリースに対する会計監査の限界が示唆される事案が発生し、翌年には商法計算書類規則に開示規定が定められ、1993年（平成5年）に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」、2007年（平成19年）に現行のリース会計基準が公表された。日本のリース会計制度の歴史を振り返れば、解約不能なオペレーティング・リース取引のオンバランス処理の研究が必要と認識しつつも、端的には、「売買類似」のファイナンス・リース取引に係るオンバランス化の歴史であった。

リースには、「資金の固定化を防ぎ、生産的な運転資金を確保し、企業の資金調達力を増大できる」、「銀行貸出枠に影響を及ぼさず、借入による制約を受けない」、「実質的に100%の融資効果を持ち、長期・必要十分な形の金融効果が受けられる」、「設備の陳腐化・過剰導入を防ぐことができ、売却の手間等がかからない」、「適切なサービスを受けながら、定期的に一本のリース料の支払いで済む」といった長所がある。また、売買処理と賃貸借処理とで財務比率に違いが生じる。オンバランスでは、負債の認識を伴うから、安全性の指標が悪化し、企業の信用能力は低下したように見える。その結果、企業の資金調達力が減少し得る。オフバランスであれば、こうしたことを避けることができる所以、リース取引の賃貸借処理は、オフバランス効果を得る手法の1つになり得、購入した場合と同様の経済的実質でありながらオンバランスせずにオフバランスできる取引があれば、企業はその手法を選択するものと説明する。

リース取引の本質は、その行為の内容と当該取引の対象の観点から、所有権売買説、利用権売買説、金融サービス説、賃貸借サービス説等に分類できるとされている。伝統的なリース取引は、賃貸借を発祥とし、金融面に着目して発展してきたものであって、賃貸借的側面と金融（所有権売買）的側面を兼ね備えた複合的な取引である。リスク・経済価値アプローチのもと、経済的実質が売買取引に近いリース取引については、売買処理によるオンバランス化が要請される。資産の認識・消滅の認識の検討に際しては、経済的実質だけではなく、法的な所有権に付随するリスクと経済価値の実質的移転、すなわち法的実質を分類の基礎におくフルペイアウトの要件が重要な概念となる。

日本では討議資料の位置付けに止まる概念フレームワークにおける資産・負債の定義および認識規準との整合性を重視すると、リース資産・リース負債の資産性・負債性を認められよう。これは、構成要素アプローチを前提とする。こうしたアプローチも踏まえ、リース取引のオンバランス化理論は、拡大割賦購入説、使用権モデル、未履行契約モデル、総資産モデルなどに大別される。未履行契約モデルや総資産モデルには課題が残る一方、リスク・経済価値アプローチと拡大割賦購入説は同義と考えられ、他方で、構成要素アプローチからは、使用権モデルが採用されよう。そして、構成要素アプローチは、概念フレームワークと整合的であるから、これを適用している IFRS16 号などでは使用権モデルが採用されている。日本における「使用権」の法令上の使用例を見てみると、みなしお權であるダム使用権などがある。これに対して、賃借権は債権であるから、使用権モデルの「使用権」も債権と捉えられよう。すなわち、物件の処分権はなく、借りて「使用できる」のみである「使用権」に資産性は認め難い。リスク・経済価値アプローチの下でオンバランスされるリース取引は、リース物件の売買すなわち所有に準じた経済的実質を有する賃貸借であり、従来、所有の概念がオンバランスのメルクマールである。

概念フレームワークを正式に公表していない日本（なお、前述のとおり企業会計基準委員会が2006年に公表した「討議資料」に止まるが、「概念フレームワーク」と称する資料は存在する）において「使用権」に基づきすべてのリースをオンバランスすることは、理論的背

景に乏しいものになろう。もっとも、概念フレームワークと会計基準の関係について、必ずしも会計基準が概念フレームワークと整合的である必要はない。契約が多様化し様々な「サービス」が展開される現代において「使用権」に着目することは有意義であるが、それをオンバランスするか否かという点は、「会計制度」全体の問題として整理すべきものと主張する。

一方、「所有から利用へ」と価値観が変化すると、中古市場が発達すると考えられ、オペレーティング・リース取引が増加することになる。こうした価値観の変化が起きていることを踏まえれば、「解約不能リースをオンバランスするのと同等の内容で注記をする」、「契約期間が1年以上の解約可能なリースを現行の解約不能オペレーティング・リースと同様の注記をする」といったディスクロージャーの充実を図るべきことが強調されている。

オペレーティング・リースにおいては、原資産の引渡し後も、貸手は当該資産を借手に使用収益させる義務を負い、これに対して借手は各期の原資産の使用に対応したリース料を支払う義務を有する。オペレーティング・リースにはいわゆる民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられるが、賃貸借契約において資産及び負債を計上することのはずについて追加的な検討が必要ではないか。また、賃貸借契約に関して、リース物件が借手に引き渡されたのみでは、借手は法律上の無条件の義務を負うとは必ずしも言えない。さらに、オペレーティング・リースはサービス提供機能が強いためファイナンス・リースとは経済的実態が異なる。首肯できる点であろう。

近時のサブスクリプションの中にも、リースに該当すると考えられる取引があり、伝統的なリース取引と同様のものもあれば、サービス要素が強いものも存する。特に、例に挙げたKINTOは、カーリースであることに疑いはなく、オペレーティング・リースとして会計処理されるものであろうが、「解約可能」であったり、特定の1台の利用期間が1年未満であったりという特徴があり、本来の趣旨はともかく、オンバランス回避に利用される可能性がある。こうした取引をオンバランスする由はないと考えられるので、それ自体は問題ないものの、ディスクロージャーや会計監査の観点から、一定以上の契約期間や契約金額のものに、現在の解約不能オペレーティング・リースと同様の注記を求めて差し支えないものと主張する。

## II 本論文への評価

### (1) 積極的評価

1 1980年代の規制緩和、1990年代以降のグローバル化・IT化に伴い、リースが企業の経営手法に占める法律、会計、財務、情報のウエートが高まった。博士論文として適切なテーマを研究対象とし、後述するように独自の主張も見られ、論述の展開も優れている点に好感が持たれる。以上のように、本論文には、筆者の日頃の実務の裏付けを持つ説得力のある提案が随所に見られる。実務を持ちながら、あえて膨大な時間を要する研究を開いた姿

勢は、おおいに評価できよう。

2 制度会計の視点から、法令等の関係と根拠を逐一明らかにしている。歴史的な経緯についても、会計基準の改正経緯のみならず、年表形式を含め、会社法系や金融商品取引法系の改正点についても追っており、リースのオンバランス化に関する法制について網羅的に捉えている。

3 本論文の根底には、論点をオンバランス化に絞っている点が認められる。その改正の経緯を中心に事実関係を丁寧に積み重ねている。

4 よくありがちな単なる IFRSへのコンバージェンスからの必要性ではなく、あくまでも自己の研究による理論性から、すべてのリースのオンバランスについて言及している。この点が徹底されている。

5 上記 1 で触れたように、独自の主張が随所に見られる。次の主張点は特筆すべきであろう。

– 1 概念フレームワークにおける資産・負債の定義を前提に、使用権モデルは整合的であり、日本において使用権モデルを採用するには、まず会計制度全体におけるこうした整理が必要としている。

– 2 多様なリースの分類を維持し、オペレーティング・リースについては、注記することとしつつ、注記の内容を充実させることを提案している

– 3 今後、注記すべきリースの拡大すべきことを提言している。とりわけ「解約不能」のオペレーティング・リースのオンバランスの可能性についても言及している。

– 4 多様なリースの分類を維持し、オペレーティング・リースについては、開示拡充の視点から、注記することとしつつ、注記の内容を拡充させるべきであると提案している。

– 5 「解約不能」のオペレーティング・リースのオンバランスの可能性についても言及している。

## (2) 消極的評価または今後の研究課題

本論文は、必ずしも積極的に評価すべき点ばかりではない。むしろ、消極的に評価せざるを得ない点ないし今後の課題とすべき点もいくつか指摘されよう。以下のとおりである。

1 本来であれば、現行の制度自体がどのような枠組みであるのか、それを前提として紹介しておくべきであった。連結財務諸表規則など金融商品取引法系の法令の紹介が不十分である。

2 リースそのものに関心が沸いたところから始まったならば、リース発祥の地である米国に関する経営・経済的分析をしておくべきであった。さらに、我が国のリース産業の経済史・経営史上の歴史的展開に関する論述が付加えられれば、さらに論文に迫力が出るものと思われる。日本は、アメリカに比べてリース産業の成立が遅れ、1964 年に我が国初の総合リース企業であるオリエント・リース(現オリックス)がアメリカの手法を取り入れて誕生した。その後、産業として順調な発展を遂げ 1992 年には取扱高 8 兆 8016 億円の歴代最高額

を記録したが、その後は減少し 2019 年には取扱高 5 兆 3331 億円になっている。このような経営環境の変遷を指摘しつつ、これからリース会計を展望するようにすれば、説得力が高まったものと思われる。

3 引用が多い割には、米国会計基準や IFRS の記述が少ない。また、会計学分野の論文にもかかわらず、概念的な内容が多く、仕訳などを駆使した記述が少ないので、具体性に欠ける部分が見られる。論文全体としてみた場合、各章のバランスが取れていない。

4 筆者自身の最も具体的な関心事項であり、独創性を打ち出そうとした第 3 章がサブスクリプションの紹介に留まっている。サブスクリプションは日進月歩であるが、アップデートしきれていないのではないかと不安になる。サブスクリプションのサービス要素とリース会計の関係について更なる検討が必要であろう。

### III 結 論

上記 II (2) のような問題点や研究課題が指摘できるものの、本論文は、日頃から政府の間接税の実務に従事しながら、本学の博士後期課程に在学し、地道な研究を続けてきた筆者による意欲作である。そして本論文は、筆者の独自性のある研究成果としてこれを評価することができる。これがわが国におけるリース会計分野における今後の研究や実務に十分貢献することは疑いない。

あえて上記のような問題点や研究課題を指摘したのは、むしろ筆者の今後の研究への期待をあらわすものであり、これにより本論文の評価がいささかも損なわれるものではない。また、口頭試問の結果、筆者の提案にたどり着くまでの研究過程で得た知見、および実務経験に裏付けられた知見は十分なものであり、その提案は説得力をもち、信頼できるものである。

以上の審査の結果、審査委員は、本論文の執筆者が博士（会計学）（名古屋経済大学）の学位を受けるに値するものと認める。

令和 3 年 2 月 13 日

審査委員（主査）	教授	佐藤 敏昭	
審査委員（副査）	教授	萩原 俊彦	
審査委員（副査）	名誉教授	中垣 昇	